

# 令和元年度 第4回評議会

---

## 説明資料



**【議題1】**  
**令和2年度保険料率について**

# 1. 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み)

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/29</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【議題】</b>                      ①定款変更について〈付議〉                      (令和2年度都道府県単位保険料率等の決定)                      ②令和2年度保険料率に関する広報について                 </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">2/21 (予備日)</div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/19</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【議題】</b>                      ①令和2年度事業計画・予算の決定                      〈付議〉                      ②支部事業計画の報告                 </div>
支部評議会	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">支部長からの意見の申出</div> <div style="margin-left: 20px;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ・都道府県単位保険料率                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ・令和2年度支部事業計画                      (支部の独自事業など)                      ・令和2年度予算                      (支部保険者機能強化予算)                 </div>		
その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の広報等</div>	
(備考) 国		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の認可等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業計画、予算の認可等</div>

※運営委員会の議題については、令和元年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

## 2. 都道府県単位保険料率決定までのスケジュール(予定含む)

12月20日 運営委員会(平均保険料率の方針決定)  
政府予算案(令和2年度)の閣議決定

1月9日 全国支部長会議

1月17日 支部評議会の開催(都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く)

1月21日 支部長から理事長への意見の申出【提出の期限】

1月29日 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)  
料率変更について認可申請

厚生労働省からの認可

健康保険法

第160条

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

### 3. 令和2年度医療分保険料率

#### ■ 令和2年度保険料率に関する支部評議会における主な意見

※ ( ) は去年の支部数

意見書の提出なし	13支部 (9支部)
意見書の提出あり	34支部 (38支部)

#### 1. 令和2年度保険料率について

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	21支部 (18支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部 (13支部)
③ 引き下げるべきという支部	2支部 (6支部)
④ その他 (明確な意見なし)	4支部 (1支部)

#### 2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について

激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部がほとんどであった  
インセンティブ制度の導入について、特段の意見はなかった

#### 3. 保険料率の変更時期について

全支部、4月納付分(3月分)からの改定が望ましいという意見であった

## 4. 運営委員会における平均保険料率の決定

### (1) これまでの議論の経緯

#### 令和2年度保険料率について

平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期的で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。(6ページ参照)

令和2年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ、運営委員会では議論が進められた。

運営委員会における意見では、加入者や事業主の負担を少しでも軽減すべきとの意見があったが、全体としては10%維持の意見であった。

運営委員の主な意見は右記の通りである。

また、支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが13支部であった。

一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が21支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている。(4ページ参照)

#### 【主な運営委員の意見】

##### 1. 平均保険料率

- 理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。その意見を尊重すべきである。また、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないかと。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明することが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論は承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるよう議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

##### 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

激変緩和措置解消とインセンティブ制度導入について特段の異論はなかった。

##### 3. 保険料率の変更時期

令和2年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

## 第89回全国健康保険協会運営委員会(平成29年12月19日)

### 理事長発言要旨

今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維持したいと考える。

なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分からとしたいと考えている。

最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで3年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。



## (2) 令和2年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%維持
- 令和2年度より激変緩和措置終了

インセンティブ制度開始（平成30年度に開始、2年後の保険料へ反映）

- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

## 5. 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		H30年度	R1年度		R2年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R1年12月) (b)	R1-H30 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R1年12月) (c)	R2-R1 (c-b)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	4,720	99,389	3,240	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00% R2年度減額国庫： 333
	国庫補助等	11,850	12,110	261	12,669	559	
	その他	182	619	437	290	▲ 329	
	計	103,461	108,879	5,417	112,348	3,469	
支出	保険給付費	60,016	63,912	3,897	67,261	3,349	○R2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	▲ 22	15,307	62	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	1,483	21,040	41	
	退職者給付拠出金	208	2	▲ 206	1	▲ 1	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	1,139	3,295	▲ 349	
	計	97,513	103,802	6,290	106,903	3,101	
単年度収支差		5,948	5,076	▲ 872	5,445	368	
準備金残高		28,521	33,597	5,076	39,042	5,445	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 6. 都道府県単位保険料率決定の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

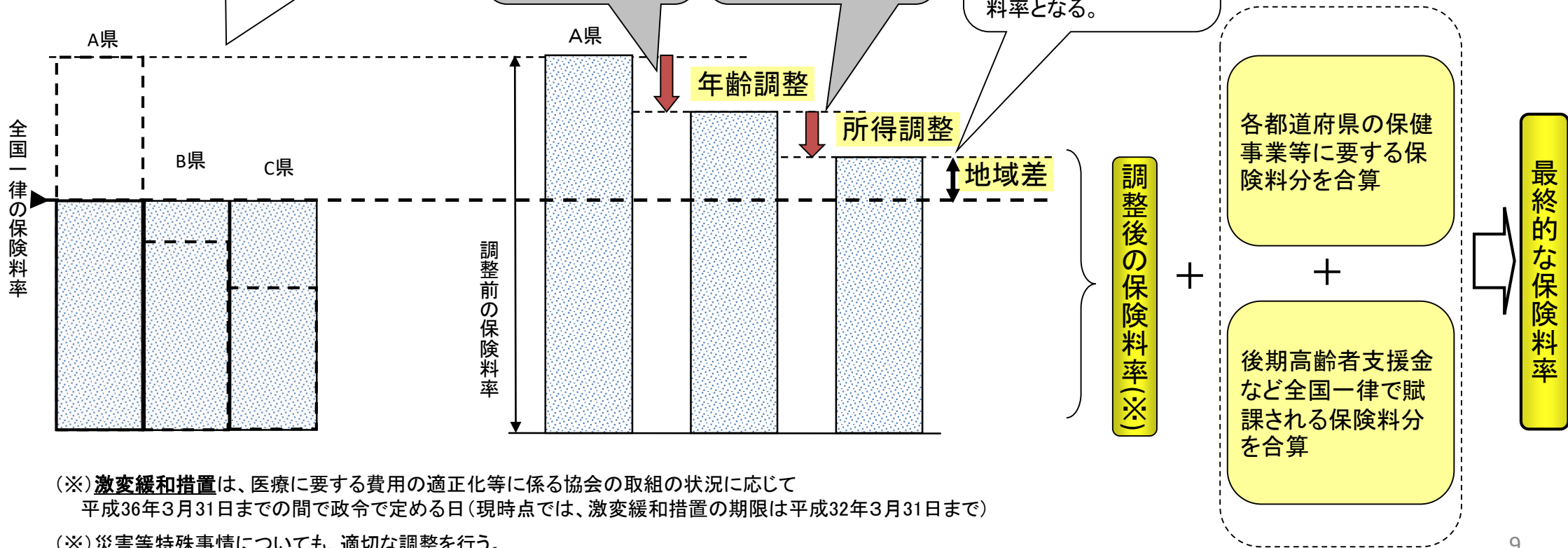
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) **激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

## 7. 都道府県単位保険料率の算定方法について

### 第1号保険料率 (A)

#### 加入者に対する医療給付費【支部ごと】

年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整

(支部療養の給付費 ± 年齢調整 ± 所得調整) ÷ 支部の総報酬額

年齢構成	高い	低い
保険料率	下がる	上がる

所得水準	高い	低い
保険料率	上がる	下がる

### 第2号保険料率 (B)

現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等【全国一律】  
インセンティブ制度による都道府県支部別加算・減算【支部ごと】

### 第3号保険料率 (C)

業務経費・一般管理費・準備金積立て等【全国一律】  
前々年度精算分（収支差がマイナスの場合）【支部ごと】

### 収入等見込額 相当額 (D)

日雇いの保険料収入・雑収入等【全国一律】  
前々年度精算分（収支差がプラスの場合）【支部ごと】

### 都道府県単位保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)

※保険料率の調整：災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

## 8. 令和2年度新潟支部保険料率

	新潟支部	全国
<b>第1号保険料率 (A)</b>	<b>4.83%</b>	<b>5.27%</b>
調整前所要保険料率	5.26%	5.27%
年齢調整	▲0.12%	—
所得調整	▲0.31%	—
<b>第2号保険料率 (B)</b>	<b>3.87%</b>	<b>3.89%</b>
共通料率分	3.89%	3.89%
インセンティブ制度による加算・減算	▲0.02%	—
<b>第3号保険料率 (C)</b>	<b>0.91%</b>	<b>0.87%</b>
共通料率分	0.87%	0.87%
平成30年度精算分	0.04%	—
<b>収入等見込額相当額 (D)</b>	<b>0.03%</b>	<b>0.03%</b>
共通料率分	0.03%	0.03%
<b>保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)</b>	<b>9.58%</b>	<b>10.00%</b>
【参考】令和元年度保険料率	9.63%	全国平均 10.00%

## 9. 令和2年度保険料率(全国:暫定)

令和2年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

令和2年度都道府県単位保険料率の  
令和元年度からの変化  
(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

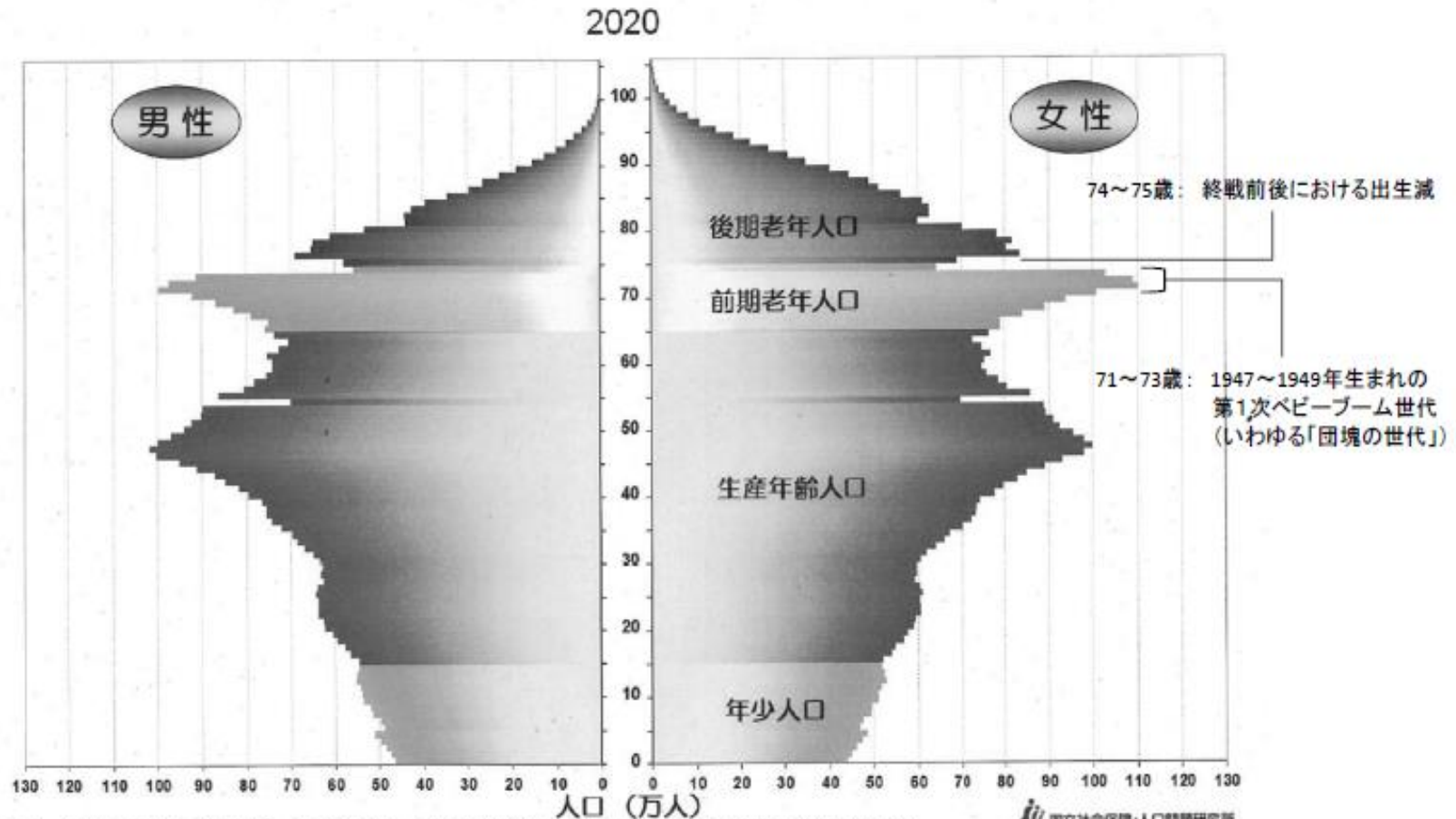
24

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

## (参考) 2020年の日本の人口ピラミッド(国立社会保障・人口問題研究所)

2020～2021年は、第2次世界大戦の終戦前後における出生減の影響で75歳以上となる高齢者数の伸びが一時的に鈍化するが、2022年からは、団塊の世代が75歳以上になり始め、被用者保険に対する後期高齢者支援金の負担が大きくなることが予測される。



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)。



## 10. 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79%  納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



## 11. 介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.79%**(4月納付分から変更)とする。  
※ 令和元年度:1.73%

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

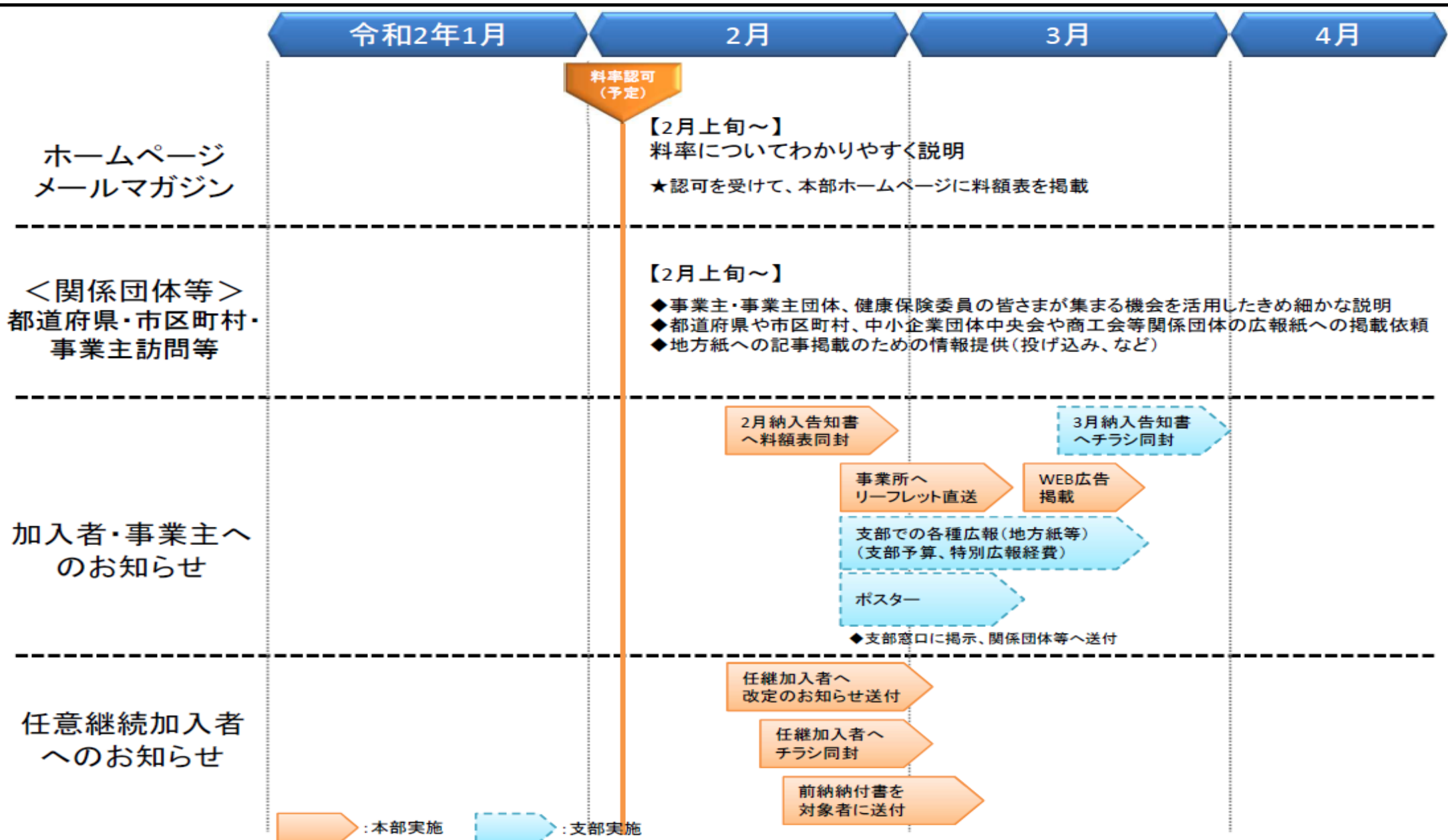
1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響  
(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597円 (74,874円 → 77,471円) の負担増  
〔月額〕 192円 ( 5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

## 12. 令和2年度 保険料率改定に係る広報スケジュール



# 13. 保険料率改定に係る広報の対応について

## 1. 広報の目的

- (1) 令和2年度の都道府県単位保険料率については、激変緩和措置の解消やインセンティブ制度の導入、過去の精算分の影響などにより、「上がる」「下がる」「据え置き」の3パターンが生じる見込みである。新潟支部の令和2年度保険料率は、「下がる」の見込みであり、平成31年度同様、このことを加入者や事業主に正確に伝達する。
- (2) 保険者機能を発揮する観点から、保険料を支払う加入者の皆さまに保険料率の変更となる理由をご理解いただくとともに、医療費適正化等に係る協会けんぽの取組状況を周知することにより、事業主及び加入者の行動変容を促す。

## 2. 広報の内容

### 【本部】

- (1) 2月の納入告知書に料額表チラシを同封する。また、支部ごとの料額表チラシを作製。  
(各支部では支部窓口に設置する等、加入者・事業主の皆さまへ周知する。)
- (2) 支部ごとの保険料率を周知するためのリーフレットを作成し、事業主の皆さまへ直送する。  
併せて、ポスターも作成し支部へ配布。(各支部で窓口に掲示したり、関係団体等へ送付する。)
- (3) 本部では、昨年まで新聞広報を中心に実施していたが、今年度はWEB広報を中心に展開する。

### 【支部】

- (1) 本部作成のチラシ・ポスターを活用し周知する。
- (2) 特別広報経費を活用し、新潟支部においても加入者・事業主への周知を検討する。
- (3) 県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会など関係団体等へ周知するとともに、関係団体で発行している広報紙等を活用した広報を依頼する。
- (4) 今後の記事掲載へ繋げるため、プレスリリース等を活用して、新聞社などメディアへの情報提供を実施する。

# 14. 令和元年度新潟支部保険料周知広報(参考)

## 新潟支部の取り組み

- 毎月、日本年金機構が発行する納入告知書に同封している「けんぽ通信(新潟支部作成チラシ)3月号」に保険料率変更のお知らせ記事を掲載。
- 保険料率と同時に、保険料率に関わるインセンティブ制度開始を周知するため、本部実施の新聞広告と同日・同ページに新潟支部でも新聞広告を掲載。
- 県内の関係団体へ周知広報依頼を実施。

【新聞広告 新潟日報 朝刊 3月3日(日)】

※ 本部実施

協会けんぽにご加入の皆さまへ  
平成31年3月分(4月納付分)からの健康保険料率をお知らせします。

給与・賞与の **9.63%** 据え置き 給与・賞与の **9.63%**  
平成31年2月分(3月納付分)まで 平成31年3月分(4月納付分)から

新潟支部

全国健康保険協会 ○○支部  
お手元の保険証であなたの加入支部をご確認ください。

加入者お一人おひとりの健康が、保険料率の上昇を抑える大きな力となります。

TEL.025-242-0260 (代表) 〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日本不動産大通ビル  
受付時間/平日8:30~17:15 https://www.kyokaikeppo.or.jp/

【新聞広告 新潟日報 朝刊 3月3日(日)】

※ 支部実施

協会けんぽ新潟支部が協会けんぽ各支部で最も低い健康保険料率を継続していくために...

まずは**インセンティブ(報奨金)制度**の評価項目を取り組みましょう!

協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」が導入されています。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の**皆様の取組等に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを「健康保険料率」に反映させる**ものです。(加入者・事業所単位ではなく、「**都道府県支部**」ごとの**保険料率**に反映されます。)

※保険料率への反映は平成32年度からとなります。

評価項目はこちら!

- 特定健診等の受診率
- 特定保健指導の実施率
- 特定保健指導対象者の減少率
- 後発医薬品の使用割合
- 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(※)

※協会けんぽからの受診勧奨を受けてから3か月以内の医療機関受診率

皆様お一人おひとりの健康への積み重ねが、保険料率軽減の大きな力になります!  
協会けんぽも全力でサポートさせていただきます。共に取り組んでいきましょう!

左記の5項目の中でも協会けんぽ新潟支部加入の皆様が特に取り組んでいただきたい内容がこちら!

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

支部ランキング 全国第46位 (平成28年度)

■生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

インセンティブ制度に関するお問合せはこちらまで

全国健康保険協会 新潟支部  
TEL.025-242-0261(企画総務グループ)

※ 掲載の内容は原稿案です。実際の広告とは一部異なります。また、実物はモノクロです。(本部・支部ともに)

【関係団体への周知・広報依頼】

※ 支部実施

関係団体	
一般社団法人 新潟県商工会議所連合会	一般財団法人 新潟県社会保険協会
一般社団法人 新潟県経営者協会	新潟県社会保険労務士会
新潟県商工会連合会	各市町村
日本労働組合総連合会 新潟県連合会	新潟県中小企業団体中央会
日本年金機構	新潟経済同友会
新潟県市長会	一般社団法人 新潟県法人会連合会
新潟県町村会	関東信越税理士会 新潟県支部連合会